

公益認定等委員会だより

第73号 平成30年4月13日発行



内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについては

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人  nformation

をご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>

【平成29年度 ラウンドテーブル】
意見交換テーマ：企業財団による活動の現状と今後の展開



目次

- P.2～3
平成29年度ラウンドテーブル開催
- P.4～5
平成29年度第3回テーマ別セミナー開催
- P.6
公益認定申請サポートに関する情報・法人運営相談等について

平成30年3月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
			税額控除 法人数	
内閣府	社 団	805	122	635
	財 団	1,662	327	852
都道府県	社 団	3,356	112	4,058
	財 団	3,707	451	2,932
合 計		9,530	1,012	8,477

(注) 公益目的支出計画実施法人

平成29年度 ラウンドテーブル

内閣府公益認定等委員会では、審査、監督に並ぶ第三の重要な柱として、公益認定等委員会委員と公益法人等の関係者が、国民・市民のための公益の増進の在り方を共に考え続け、その成果を広く発信する「法人との対話」を推進しています。

この一環として、同委員会委員と公益法人関係者が率直な意見交換を行う「ラウンドテーブル」を2月20日（火）に開催しました。その概要をお伝えします。



【出席者】

<公益法人関係者（50音順）>

- 浅野 有
公益財団法人トヨタ財団 常務理事
- 飯澤 祐史
公益財団法人武田科学振興財団 理事長
- 大矢 和子
公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長
- 二宮 雅也
公益社団法人企業市民協議会 会長
公益財団法人損保ジャパン日本興亜美術財団 理事長
公益財団法人損保ジャパン日本興亜福祉財団 理事長
公益財団法人損保ジャパン日本興亜環境財団 理事長
- 渡邊 肇
公益財団法人三菱財団 常務理事

<公益認定等委員会委員>

- | | |
|-------|-------|
| 山下 徹 | 委員長 |
| 小森 幹夫 | 委員長代理 |
| 北地 達明 | 委員 |
| 小林 敬子 | 委員 |
| 堀 裕 | 委員 |
| 恵 小百合 | 委員 |



<意見交換テーマ> 企業財団による活動の現状と今後の展開

法人運営の現状や課題について

- 企業財団のメリットとしては、財源が担保されて継続的に活動できることや、母体企業のイメージや信頼感から、活動に対する理解や協力が得やすいことが挙げられる。
- 企業名などへの信頼感から、法人に対する資金面での支援のみならず、助成事業の選考委員を引き受けていただく等、多くの方から様々な形の支援をいただくことができています。
- 母体企業の名称を冠していると他の企業等から寄附を募集しにくく、寄附をいただいた際も、メディア等に対して母体企業以外の寄附者を紹介しづらいこともある。
- 企業財団に限った話ではないが、特に助成事業の場合は応募内容の質の確保も重要な要素である。応募の質の確保や時代の変化に対応するためにも、変更認定の必要性等を考慮しながら、助成プログラムの内容自体の見直しや改善を行うことも必要である。
- 収支相償について、運用がより柔軟になることを望んでいる。

企業財団としての活動の意義や今後の展開について

- 公益法人である企業財団の活動においては、個別企業の事業分野を超えた、より幅の広い社会貢献活動が可能であることが重要ではないか。
- 企業財団の活動は、企業による社会貢献活動と重なり合う部分はあると思うが、企業が社会貢献活動を行う際に受けるような制約なしに、純粋に社会貢献ができるという点に大きな意義がある。
- 近年SDGs※¹やESG投資※²といったものが注目され、企業自体にも社会貢献活動を行うことが求められている。企業自体が社会貢献活動に取り組むようになると、公益法人である企業財団の存在意義や活動内容について改めて考える必要がある。
- 母体企業の社会貢献活動と企業財団による活動との棲み分けは、母体企業側もまさに模索し始めたところであり、母体企業のCSR部門との連携についても考えていかなければならない。
- SDGsやESG投資の浸透で、母体企業自体も社会的課題の解決に取り組むようになってきているが、公益法人である企業財団が行う活動や企業自身が行う活動とは性質が異なるものであって、両者が相まって企業に求められるたまたまいができていくのではないか。

※1 SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた国際目標のこと。持続可能な世界を実現するために2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットからなる。

先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、目標の達成のために政府だけではなく民間企業やNPO、市民社会といったあらゆるステークホルダーが連携すること(グローバル・パートナーシップ)が求められている。

※2 ESG投資

キャッシュフローや利益率などの定量的な財務情報に加えて、非財務情報である環境(Environment: 地球温暖化対策への取組など)、社会(Social: 女性従業員の活躍など)、ガバナンス(Governance: 取締役の構成など)への取組を企業の価値を計る材料として考慮する投資手法のこと。



※他にも多数のご意見をいただきました。詳細は下記をご覧ください。

「公益法人information」サイト内 公益認定等委員会 活動状況報告・メッセージ等
(<https://www.koeki-info.go.jp/commission/katudo.html>)

(“平成29年度「ラウンドテーブル」を開催しました”をクリック)

ご出席くださった企業財団の皆様、どうもありがとうございました。

平成29年度 第3回テーマ別セミナーを開催しました <平成30年3月7日(水)> テーマ：定期提出書類について

- ◆ 内閣府では、法人運営をサポートする観点から、公益法人の皆様を対象に「テーマ別セミナー」を開催しています。
- ◆ 今回は約160法人の皆様にご参加いただき、「定期提出書類の手引き※」に基づき、事業計画書や事業報告等について、提出書類全体の構成や各項目の関連性等を踏まえ、記載要領の確認などを行いました。
- ◆ 以下では、セミナーで取り上げた内容から、いくつかのポイントを紹介します。

※ 「定期提出書類の手引き」は、以下からご覧いただけます。

公益法人informationトップページ(<https://www.koeki-info.go.jp/>) →「公益法人の皆様へ」
→「各種申請様式と手引き」



財務諸表と別表、財務三基準の関係

公益財務計算の全体構成と計算の流れは下図のとおりです。



別表F 各事業に関連する費用額の配賦計算表

損益計算書作成にあたり、役員報酬や、複数の事業に共通して発生するような費用を各事業に配賦する基準及びその計算過程を記載

損益計算書(正味財産増減計算書)

※ 色の資料は必ず作成。その他は必要に応じて作成。

経常費用等の情報

別表A
収支相償の計算

どちらか一方を作成

別表A(1)

収支相償の計算
50%繰入れ方式

第一段階

別表A(2)

収支相償の計算
50%超繰入れ方式

収支事業等からの利益の繰入額等の情報

別表A(3)

公益目的保有財産に係る減価償却費・収益事業等からの利益の繰入額等の情報

別表C(5)
特定費用準備資金(別表Cから)

第二段階

別表C(4)
資産取得資金

別表C(5)
特定費用準備資金(別表Cから)

収支相償適否の判定

別表B
事業比率の算定

別表B(2)

土地の使用額に係る費用額の算定

別表B(4)

無償の役務提供等に係る費用額の算定

別表B(3)

融資に係る費用額の算定

別表C(5)

特定費用準備資金(別表Cから)

別表B(5)
公益目的事業比率算定に係る計算表

各事業の経常費用額に上記調整を行う際の明細を記載

別表B(1)
公益目的事業比率の算定総括表

別表C
保有制度の判定

貸借対照表の基礎数値(資産・負債・正味財産)

別表C(3)

公益目的保有財産配賦計算表
複数事業に共用している公益目的保有財産の額を、各事業に配賦する基準及びその計算過程を記載

別表C(2)
控除対象財産の明細(公益目的保有財産の明細等)

別表C(4)
資産取得資金

別表C(5)
特定費用準備資金

別表C(1)
遊休財産額の保有制限の判定

別表Hと財務諸表等との関係

別表Hの各欄については、記載漏れ・誤記入のないよう、以下の点等にご注意ください。

- ◆ 指定正味財産増減の部の受取寄付金の当事業年度の発生額を3欄に記載しましたか。
- ◆ 収益事業等会計の利益の繰入額(正味財産増減計算書内訳表の他会計振替額)を7欄に記載しましたか。
- ◆ 経常外収益、経常外費用の勘定科目を別表Hに記載しましたか。
- ◆ 法人会計からの利益の繰入額(正味財産増減計算書内訳表の他会計振替額)を13欄に記載しましたか。
- ◆ 正味財産増減計算書内訳表の一般正味財産増減の部の受取寄付金と3欄が一致していますか(指定正味財産からの振替額は除く)。
- ◆ 前事業年度の末日の公益目的増減差額(前事業年度の1欄)と当事業年度の末日の公益目的増減差額(2欄)が一致していますか。

(出所)『平成28年度公益法人の会計に関する諸課題の検討の整理について』より作成。

欄		別表H(1)の項目(1・2欄及び14~23欄の項目は省略)	財務諸表 (正味財産増減計算書内訳表 公益目的事業会計)
当事業年度に増加した公益目的事業財産	損益計算書(公益益目的事業会計)上の数値	3 寄附を受けた財産の額	I 一般正味財産増減の部 1. 経常増減の部 (1) 経常収益 基本財産運用益 特定資産運用益 受取入会金 受取会費 事業収益 受取補助金等 受取負担金 受取寄附金 雑収益 基本財産評価損益等(+) 特定資産評価損益等(+) 投資有価証券評価損益等(+) 2. 経常外増減の部 (1) 経常外収益 固定資産売却益 固定資産受贈益 合併による財産受入益 ※4 他会計振替額 ※6 II 指定正味財産増減の部 受取補助金等・受取負担金 ※7 受取寄附金 固定資産受贈益 基本財産評価益 特定資産評価益 一般正味財産への振替額 ※8
		4 交付を受けた補助金等	
		5 公益目的事業に係る対価収入	
		6 収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	
		7 社員が支払った経費の額【公益社団法人のみ記載】	
		8 公益目的保有財産の運用益等(5欄に算入した額を除く)	
		9 公益目的事業に係る引当金の取崩額	
		10 ※3 公益目的保有財産に係る調整額(22欄-21欄)(マイナスの場合は零)	
	その他の数値	11 ※4 合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	
		12 ※5 認定等の日以前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	
		13 3欄~12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	

- ※1 指定正味財産からの振替額は除く
- ※2 評価益と売却益のうち、売却益のみ8欄に記載する
- ※3 10欄は、二重計上排除のための調整額
- ※4 11欄は、正味財産増減計算書上に「合併による財産受入益」が計上されている場合には、これを他の公益法人より継承した公益目的取得財産残額から除いて記載する
- ※5 12欄は、正味財産増減計算書に計上されない
- ※6 収益事業等会計からは6欄、法人会計からは13欄
- ※7 当年度発生額を記載する
- ※8 別表Hに含めない



今後のセミナー等の日程は、随時「公益法人information」、本誌、Facebook等でご案内します。



公益認定申請サポート・法人運営相談等について

本誌情報の申込み・応募方法などの詳細は、以下のサイトをご覧ください。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人 information

<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。**公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）**についてのご相談は、以下のサポートをご活用ください。

公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

窓口相談

《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される法人を対象に1回45分の窓口相談を実施しています。4月末から5月上旬にかけて、6月分の予約を受け付けます。

（詳細は、公益informationトップページ⇒「窓口相談」）

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

公益認定申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。今後の開催予定は下記のとおりです。

（詳細は、公益informationトップページ⇒「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」）

本年度の開催については、詳細が決まり次第お知らせいたします。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>) について

公益法人制度に関する各種情報（法制度、公益認定申請や法人運営サポート、寄附等）を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます（トップページ⇒「公益法人とは」⇒「公益法人等の検索」をクリック）。



活動紹介を希望する公益法人を募集しています

多くの方に公益法人の活動を知っていただく機会とするため、「公益法人information」及び本誌（月1回発行）で、法人の活動紹介を行っています。掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

Facebook、Twitter、メールマガジンでも公益法人に関する情報発信を行っています。

●本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9524
メール: koeki-info@cao.go.jp



※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いします。